別添５

**事業者の皆様へ**

**「懸垂幕（看板）」設置及び「安全宣言」掲示の取組実施要領**

北海道労働局労働基準部安全課

１　懸垂幕（看板）

　　別添１の「建設工事追い込み期労働災害防止運動」の懸垂幕（又は看板等）（例）を参考にし、掲示又は設置してください。

２　安全宣言

（１）別添２の「安全宣言」には、建設店社（本社、支社等）では「安全衛生基本方針」「会社名」「代表者」の欄を記入してください。その後、各工事現場に電子媒体等で提供するようにお願いします。

（２）各工事現場では、緑色の枠内に、工事現場としての安全宣言を記入してください。

　その後、Ａ３以上の大きさで印刷して、工事現場内（安全掲示板等）、現場仮囲い

等に掲示してください。

（３）色は、各社・各現場で変更しても差し支えありません。

３　設置及び掲示期間は、令和５年１０月１日～同年１２月３１日までとなります。

４　安全宣言について、追い込み期間を経過して使用する場合には、期間を削除するなど様式を修正して使用ください。

【お問い合わせ先】

北海道労働局労働基準部安全課

　主任地方産業安全専門官　衲（のと）

電話㈹　011-709-2311　内線3551